

平成 19 年 9 月 29 日

企業会計基準委員会御中

三菱マテリアル株式会社
経理・財務部門経理室
管理グループ長 佐々木 晋

「工事契約に関する会計基準並びに同適用指針」公開草案に対するコメント

去る 8 月 30 日付で公表されました頭書公開草案に対し、企業の実務サイドとしてお願いを申し上げます。

1. 進行基準適用工事の工期について

基準 50 項及び 51 項によると、「会計期間をまたがる工事については工事進行基準を適用すべき場合がある」、「工期がごく短いものは工事完成基準が適用される」とありますが、

- ・ 「会計期間」とは年度決算と考えていますが、四半期決算をまたがるものの年度決算をまたがらない場合は工事進行基準の適用除外となる旨明らかにしていただくとお願い致します。
- ・ 「ごく短期」とはどれくらいの期間をイメージすれば良いのか具体的に示していただければ幸いです。(1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月以内等)

2. 進行基準適用工事の金額重要性について

当社の主たる業は非鉄金属・セメント・金属加工品の製造販売であり、一部連結子会社(非上場)にて請負工事、機器製造等の事業を営んでいるものの、連結財務諸表上に与える影響は非常に小さい(売上高、営業利益ともに 5%未満)のが実情です。そのような事業内容の会社の場合、実務対応の煩雑さを考慮し、

- ・ 連結財務諸表の重要性を勘案して、請負工事、機器製造等の事業の重要性が乏しい場合には工事進行基準を適用しないことができる
- ・ 子会社の主たる業が請負工事、機器製造であっても、当該子会社が非上場会社の場合に限り、親会社の連結財務諸表上の重要性が乏しい場合には、当該子会社の個別財務諸表上、工事進行基準を適用しないことができる

よう検討願いたいと思います。

仮に上記が受け入れられない場合でも、連結財務諸表または個別財務諸表上の重要性を考慮して、進行基準を適用する工事契約の金額基準を各社で設定できるよう配慮願います。

以上